

# 平成21年第8回教育委員会記録

平成21年5月13日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日時 平成21年5月13日(水)午後2時00分～午後2時43分

場所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫  
委員 安本 ゆみ 委員 大橋 辰雄  
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当 森 仁司  
庶務課長 徳 嵩 淳一 教育人事企画 佐藤 浩  
教育改革推進課長 岡本 勝実 教育委員会事務局統括指導主事 筒井 鉄也  
学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗 社会教育課長 森田 師郎  
郷土博物館長 阿出川 潔 済美教育一長 小澄 龍太郎  
済美教育一長 坂田 篤 済美教育一長 田中 稔  
中央図書館長 和田 義広

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一  
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 5名

### 会議に付した事件

#### (議案)

議案第44号 異議申立て(情報一部公開決定処分)に対する決定について

議案第45号 杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について

#### (報告事項)

- (1) 新型インフルエンザへの対応状況について
- (2) 区立中学校の教員による不祥事について
- (3) 区立学校の教員の服務事故に対する処分について
- (4) 区立天沼小学校統合についてのアンケート調査結果について
- (5) 指定管理施設内運動場の時間延長について
- (6) 高井戸地域区民センター等の改修工事に伴う温水プールの休業等について

## 目 次

会議録署名委員の指名について	4
議案審議	
議案第44号 異議申立て（情報一部公開決定処分）に対する決定について	4
議案第45号 杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について	5
報告事項	
(1) 新型インフルエンザへの対応状況について	6
(2) 区立中学校の教員による不祥事について	8
(3) 区立学校の教員の服務事故に対する処分について	8
(4) 区立天沼小学校統合についてのアンケート調査結果について	11
(5) 指定管理施設内運動場の時間延長について	15
(6) 高井戸地域区民センター等の改修工事に伴う温水プールの休業等について	15

**委員長** それでは時間になりましたので、ただいまから平成21年第8回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、大橋委員にお願いいたします。

それでは議案の審議に入ります。

日程第1、議案第44号「異議申立て（情報一部公開決定処分）に対する決定について」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第44号につきましてご説明を申し上げます。

昨年5月11日付で、区民から3項目にわたる情報公開請求書が提出されました。それに対し、実施機関である教育委員会は、情報を特定した上で、一部文書については不存在とし、個人情報や行政執行情報に該当する情報を除いて、公開の決定をいたしました。この決定に対し、個人名以外は完全に公開することなどを求め、異議が申し立てられたものでございます。

この異議申立てを受けまして、昨年10月6日、杉並区情報公開・個人情報保護審査会に諮問いたしました。審査会では、この間、私ども実施機関から理由説明書、申立人から意見書の提出を求め、また両者に対して意見聴取を行うなど、審議がなされてまいりました。

その結果、本年4月13日付で、審査会から本件異議申立ては棄却すべきであるとの答申が出されました。答申につきましては、議案の資料として添付しておりますので、後ほどご覧ください。この答申を受けまして、処分庁である教育委員会として、異議申立てに対する決定を行うため、本議案を提出するものです。

それでは議案を朗読いたします。表紙からでございますが、議案第44号「異議申立て（情報一部公開決定処分）に対する決定について」、右の議案を提出する。平成21年5月13日、提出者、杉並区教育委員会教育長、井出隆安。

次のページでございます。決定、異議申立人が、平成20年9月12日付で提起した異議申立てについて、次のとおり決定する。主文、本件異議申立てを棄却する。理由、本件異議申立ては、異議申立人が平成20年5月11日付でした情報公開請求に対して、杉並区教育委員会が平成20年7月11日付で異議申立人に対して行った一部公開の決定のうち、異議申立人が「3.平成12年6月区立高井戸第二小学校のプールで水泳の授業中に1年生が溺れて後日死亡した事故に関する事故報告書その他措置状況等関連する書類の一切。」として公開請求し、杉並区教育委員会が特定した文書について、完全に公開することを求めたものである。本件異議申立てに対する決定に当たっては、杉並区情報公開条例第14条の規定に基づき、杉並区情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して審理を行った。この結果、本件文書の一部を公開することを決定した処分は、別添の

審査会答申のとおり、条例に反する違法または不当な点はないことから、審査会の判断と同様に、本件異議申立てには、理由がないものと認められる。よって、行政不服審査法第47条第2項の規定を適用して、主文のとおり決定する。なお、異議申立書には、本件文書の他に、「製本されたと思われる小冊子（プール等の安全管理マニュアル）」全部を開示していないことについての異議が申し立てられているが、平成20年11月26日付で異議申立人から取下書が提出されている。平成21年5月 日、杉並区教育委員会。教示の朗読は省略させていただきます。

提案理由、杉並区情報公開条例に基づく教育委員会への異議申立てについて、杉並区情報公開・個人情報保護審査会から、答申が出され、処分庁として決定を下す必要がある。

以上です。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**委員長** ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。よろしゅうございませうか。  
(「なし」の声)

**委員長** それでは、議案第44号については異議がないようですので、このとおり可決してよろしゅうございませうか。  
(「異議なし」の声)

**委員長** それでは、議案第44号は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第2、議案第45号「杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について」を上程し、審議いたします。

郷土博物館長から説明をお願いいたします。

**郷土博物館長** 議案第45号「杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について」、右の議案を提出する。平成21年5月13日、提出者、杉並区教育委員会教育長、井出隆安。

1 ページおめぐりください。次の者を杉並区立郷土博物館運営協議会委員に委嘱する。平成21年5月23日付でございます。協議会委員につきましては、「博物館法」、「杉並区立郷土博物館条例」及び「杉並区立郷土博物館運営協議会規則」に基づきまして、教育委員会が任命するものでございますので、ここに議案として審議いただくものでございます。

現在、委嘱を受けている第10期の委員の任期が平成21年5月22日で満了することに伴いまして、第11期の委員として秋山純子はじめ11名を、5月23日付で新たに委嘱いたしたいということでございます。

委員の詳細につきましては、お手元の資料の最終ページ、参考資料をご覧ください。まず、規則第3条第1号該当の「学校及び社会教育の関係者並びに家庭教育の向上に資する活動を行う者」では、秋山純子、毛塚尚明、手塚佳代子、山崎保義の4名でございます。次に、規則第3条第2号該当の「学識経験者」では、稲葉和也、大石学、加藤修、鷹野光行、新村康敏、原秀太郎、

東島信明の7名でございます。以上の11名をお願いしております。

上記委員のうち再任になるのは、山崎、稲葉、加藤、原委員の4名で、他の7名につきましては新任となります。また、本日の委員会には間に合いませんでしたが、現在、この11名の他に、地元の自治会から委員1名を推薦いただく手続を進めてございます。人選が固まり次第、別途、委員会に諮らせていただきたいと思います。

説明は以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

**委員長** それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がございましたら。

**安本委員** これまで何回も、この運営協議会というのは出てきたんだと思うんですけども、具体的にどういうことをなさるんでしょうか、この方たちは。

**郷土博物館長** 博物館の運営につきまして、様々な角度からご意見をいただくこと、また博物館の計画を作るに当たりまして、専門的な知識の部分から、ご助言をいただいております。

**安本委員** 大体何カ月に1回とか。

**郷土博物館長** これまでは年4回、四半期に一度行ってまいりました。

**委員長** 協議会の委員の方は、ある種の専門家ということで、公募はしないということですね。

**郷土博物館長** これまでのところ、学識経験者のところでは、公募を今までのところは考えてございませんでした。

**委員長** これは2つに分かれておりまして、第3条第1号と第2号に分かれておりますが、今、ご審議中の自治会の代表の方というのは、どちらの部類に入るんですか。

**郷土博物館長** 区分で申しますと、規則第3条第1号該当の「学校及び社会教育の関係者並びに家庭教育の向上に資する活動を行う者」のほうに該当します。

**委員長** ほかに何かございますか。

(「なし」の声)

**委員長** それでは、これは皆さん、特にご異議がないようですので、議案第45号は原案のとおり可決をいたします。どうぞよろしく願いします。

それでは続きまして、日程第3、報告事項の聴取に入ります。

はじめに、「新型インフルエンザへの対応状況について」の説明を庶務課長からお願いいたします。

**庶務課長** それでは、お手元の資料に基づきまして、「新型インフルエンザへの対応状況について」、ご報告申し上げます。

まず、資料の1番、これまでの主な経過でございますけれども、記載のとおり、4月28日には、政府が新型インフルエンザの発生を宣言をし、30日には警戒レベルが「フェーズ5」に引き上げ

られたということをごさいます、それを受けて、5月1日、杉並区としては新型インフルエンザ対策本部を設置して、必要な取り組みを進めているということをごさいます。

2番にありますとおり、区の主な取り組みといたしまして、まず、(1)として相談窓口の開設をごさいます。これは休日も対応するというので、杉並保健所の電話相談窓口体制の確保と、より専門的な相談にも対応するというので、杉並区発熱電話相談センターの開設ということ順次対応してまいりました。(2)のその他ですけれども、広報、ホームページ、チラシなどにより区民への正確な情報提供、それと健康観察の実施、あるいはタミフル等の医薬品等の備蓄品の確保など、取り組んでいるところをごさいます。

こうした区の取り組みに呼応する形で、3番をごさいますけれども、教育委員会といたしましても、5月1日に臨時の校長会を開催し、そうしたことを通じて、以下の事項につきまして迅速かつ的確な対応を図るように指示等を行っているところをごさいます。

その(1)として、子どもたち及び保護者への正確な情報提供等をごさいます、何よりも正確な知識、情報に基づく冷静な対応が必要という観点から、そうしたことを学校を通じて、きちっと保護者等に連絡するというので、それと今後の状況によっては、学校が長期の臨時休業になる可能性もあるということも、この段階で情報として周知をしたということをごさいます。

それと、2つ目の丸にごさいますとおり、第2、第3の連絡先を確認するなど、家庭との連絡体制の整備、それと、学校からの情報伝達手段を確立・周知するというので、併せて行いました。加えまして、児童等の健康状態の十分な把握、発生国等へ渡航して帰国した後の児童等の健康観察及び感染予防指導として、日頃からの一般的な事項としての手洗い・うがいの励行など、必要なことにつきまして、きちっと連絡し、対応を保護者等に依頼したということをごさいます。

(2)をごさいますけれども、そうした保護者等への正確な情報提供等の他に、学校の運営体制の整備などといたしまして、1つ目の丸にありますとおり、教職員に対しましては、不要不急の渡航の自粛、あるいは、そうした発生国等へ渡航し、帰国した後の健康観察の徹底等につきまして、子どもたちにお願したことと同様に、それを更に徹底するという趣旨の連絡をいたしました。

それと、2つ目にありますとおり、国内・都内での発生を想定し、全員が出勤できないような状況下にあっても、教職員間の連絡体制がきちっと取られるということに向けて、確認・徹底を指示したということをごさいます。

最後をごさいますけれども、状況によって学校等が臨時休業になった場合も想定をし、この時点から、休業期間中の家庭学習等の事前準備ということも怠りがないように、指示をしたということをごさいます。



なお、この資料には記載がございませんが、本日から、一部中学校におきましては、修学旅行の実施ということもございます。ご案内のとおり、現時点では社会生活・私生活全般を規制するような状況にはないということから、修学旅行については予定どおり実施をしておりますけれども、その修学旅行先で、例えば、インフルエンザに似た症状が子どもたちに起こったとか、そういう時に最寄りの発熱電話相談センター等、適切に対応すること、それと学校、教育委員会、保護者等への適切な連絡体制などなどにつきまして、遺漏のないように併せて指示もしているところでございます。

今後につきましても、区の本部の動きに即座に呼応して、必要な指導等対応を図っていくという所存でございます。

簡単ですけれども、報告は以上でございます。

**委員長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございますか。

これは初めての経験で、スペイン風邪というのが第一次世界大戦後にあったそうですが、もう90年前ですから、誰も知っている人はいなくて、この間、私も他のところで聞きましたら、学校を閉鎖した時に、子どもたちが家の中にじっとしているということはないと、だから家の近所に出回るので、かえってそのほうが把握しにくくなるんじゃないか、学校に来ていれば、学校で1カ所に集めるとかいろんなことがありますけどね、というような話も聞きましたので、非常に難しいと思いますね、やり方としては。臨機応変に、是非やってください。

それでは次に、「区立中学校の教員による不祥事について」、「区立学校の教員の服務事故に対する処分について」の2件の報告を一括して、教育人事企画課長から説明をお願いいたします。

**教育人事企画課長** 資料に基づきまして、区立中学校の教員による不祥事及び区立学校の教員の服務事故に対する処分につきまして、続けてご説明申し上げます。

はじめに、「区立中学校の教員による不祥事について」でございます。杉並区立和泉中学校主幹教諭が、4月24日、出勤途上の電車内において、東京都迷惑防止条例違反で現行犯逮捕されました。5月1日まで警察署に勾留され、取調べを受けました。本人は容疑を認めております。学校の対応についてでございますが、当初は勾留が解けた後に、本人から事情を聴取し、事実関係を確認した上で、保護者や生徒等への説明会を開催することとしておりました。しかし、4月30日に報道機関による報道の動きがあったことから、急遽、当日の夜に臨時保護者会を開催いたしました。5月5日には、30日に参加できなかった保護者を対象に、再度、臨時保護者会を、また、5月7日には、全校生徒を対象に集会を開催いたしました。いずれも本件についてのお詫びとともに、本件の概要、今後の指導体制の整備、生徒の心のケアの体制など、学校の体制について説明いたしました。

区教育委員会といたしましても、4月30日夜の臨時保護者会に、私、教育人事企画課長が出席し、直接、保護者の皆様に対し、教育に対する信頼を傷つける事故を起こしたことについて謝罪するとともに、事実関係を確認の上、厳正に対処していくことをお伝えいたしました。5月8日には、保護者及び地域の学校関係者に対して、当該校長から同趣旨の文書を配付しました。

なお、5月7日に、区教育委員会より東京都教育委員会に対して、本件について報告し、当該主幹教諭に対する厳正なる処置を行うよう、内申したところでございます。

次に、「服務事故に対する処分について」でございます。平成21年4月28日付けで、東京都教育委員会から本区立学校教諭に対する処分がありました。この件につきましては、実際には、平成18年10月頃から20年2月頃までの間に起きた事故ではございますが、その内容が教員の生徒に対するいじめで、初めて取り扱う事例ということから、東京都教育委員会が事実を確認し、処分を決定するまで、多くの時間を必要といたしました。発生からかなりの期間を要しましたが、平成21年4月28日付で処分発令となりました。

それでは、概要をご説明いたします。当該教員は、杉並区立中学校教諭、特別支援学級担任でございます。処分の程度は、停職6カ月でございます。処分理由は、勤務校の特別支援学級の男子生徒が指示どおりに動かないこと等があったため、平成18年10月及び11月頃、並びに平成19年5月頃から平成20年2月頃までの間、同生徒に対して指導の域を超えて不適切な発言をする、平手または拳で叩く、ボールをぶつける、蹴るなどの行為を繰り返すいじめを行ったということです。

これに伴いまして、前校長、現校長につきましては、必要な情報が管理職に報告される仕組みづくり及び担任教諭に対する細かい観察を怠ったため、同教員によるいじめを発見できず、いじめが継続する事態を招いたということから、管理監督責任が問われ、戒告の処分が下されました。

以上、2件の報告をさせていただきました。今回、このように不名誉な事故が続いたということを真摯に受け止めまして、今後二度と同様の事故が発生することのないよう、再発防止に向け、全力で取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

**委員長** それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がございましょうか。

2件ありますので、前のほうから一つずつ順番に明示して、聞かせてください。

**宮坂委員** よろしいですか。これは、とんでもない不祥事でもあって、これについてはやむを得ないんですが、ただ、ちょっと別点から考えまして、子ども、学生、生徒の服装について、特に女子学生の服装についても、ある程度のモラルというか、ある程度の一つの基準というものをやっぱり設けて、学校で指導すべきではないかと思うんです。何か、もう妙な話ですが、電車に乗

っていても、見てくれといわんばかり半裸体みたい服装で乗って来てですね、やはり生徒、学生としてはやっぱりふさわしくないんじゃないかと思imasuので、その辺のところ、おしやれは結構なんです、やはり度を超えないような、そういう指導というものを、それだからこういうのが出てきたというわけじゃないんですけれども、これとはまた別個の問題になりますけれど、そういった点について、今後の指導、服装とか何かモラルの指導についても、やはり学校がきちっとしてほしいなと思っております。参考意見です。直接これとは関係ありません。

**委員長** 学校の中、通学または校内では、それ程ひどいことはないと思imasuけれども、きちんとされておりますから。ただそれが学校から帰った後になると、これはまた別の話で、教育委員会の範囲を超えと思imasuけれども。

2番目のほうの報告については、特にありませんか。

**宮坂委員** 2番目についても、一言感想を申し上げますと、こういったどの程度のそういう処罰になったかどうかというのは、ちょっとこれ考えなくてはいけないんですが、もちろん体罰は禁止されていますけれども、ただ、先生があまり萎縮しちゃってですね、叱るべきときにやっぱり叱れないというようなことではよくない。特に、小中学校の義務教育段階では、やっぱり先生はならぬことはならぬと、子どもたちに対して、きちっと指導するときには指導しなければならない。だから体罰がいいということじゃないんですけれども、あまりこういったことで先生が萎縮しちゃって、叱るべきときにも叱れなくなってしまうのでは、かえって問題もあり、マイナスになるんじゃないかと、私の個人的な考えで、これも参考意見でございます。

**教育長** 今そういうご指摘ですけれども、それはそれで、ご指摘のとおりかと思imasu。今、課長が説明した中で、「指導の域を超えて」という文言があるんですね。つまり、特別支援を必要とする生徒に対して、その指導を超えたと思われるような行為があった、それは言葉で言ったり、あるいは具体的に指示をしてわからせるということではなくて、小突くとかひっぱたくとかという、これは決して、その指導において、あるいは何か困難な状況があって、それを乗り越えることができなくて思い余ってというよりは、むしろ違う意味の、ここでは教師によるいじめというふうに捉えていますけれども、そういうことがあったということを重く受け止めているわけなんですね。教育委員会事務局としましても、これをこれまで放置しておいたわけではなくて、当該については、事態が発覚してすぐ研修を命じました。ですから、この都教委の処分があったのは、つい先だってですけれども、本人につきましては、平成20年2月、事実が明らかになった段階で、直ちに研修等を命じて現場を外して、現在も必要な研修が受けられるような形にしているところなんです。今後、私どもがよく注意していかなければならないのは、前任の校長あるいは現任の校長等、監督責任を問われています。当然、校長は教職員を指導する立場にありますから、いわ

ゆる日常の生活の中で何がどう行われているかということは、これは校長の責任を免れることはできない。むしろ、地道な教員指導であるとか、児童・生徒に対する対応であるとかを繰り返していく中で、二度とこういうことが起きてこないという構造的な改革をしていく必要があるだろうと思います。他山の石として、よく自戒して、単に自動的に監督責任を問われたというよりは、今後、管理職として教職員、児童・生徒を指導するに当たっては、何に心を砕いていかななくてはならないかということもあわせて、現場に指導をしていきたいというふうに考えております。

**委員長** ありがとうございます。

この間、最高裁で胸ぐらを取って壁に、というのがあって、それを暴力ではない、体罰ではないということでしたけれども、それについても、まだ若干の行き過ぎがあったかもしれないというのがついていて、その上で、しかしやむを得なかった。これは女の子を蹴っ飛ばしたのを先生が咎めて、それで、またこの先生を蹴っ飛ばしたということですから、私は当然のことだろうと思います。しかしこの場合には、そういうふうな子どもが反抗をして、先生に突っかかっていた、そういうことじゃなくて、言うことを聞かないということのようですから、それについて体罰的なものを加えることは非常に良くないと思いますので、処分は妥当であろうと思います。

他にございませんか。

(「なし」の声)

**委員長** それでは、これは聴取を終わりました。どうもありがとうございました。

それでは次に、「区立天沼小学校統合についてのアンケート調査結果について」の説明を学校適正配置担当課長からお願いいたします。

**学校適正配置担当課長** それでは、私から、「区立天沼小学校統合についてのアンケート調査結果について」、ご報告させていただきます。

天沼小学校も統合後1年を過ぎまして、その1年間を振り返り、同校の児童の様子ですとか教育活動の活動状況等を調査、把握することによって、今後の学校運営と学校適正配置の取り組みに役立てるため、アンケート調査を実施し、その結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

添付資料といたしまして、別紙1、アンケート調査結果の概要版、別紙2といたしまして、調査結果をつけさせていただいております。

では、別紙1の概要版に基づきまして、ご説明させていただきます。一番頭のところの調査の概要でございますが、調査対象、調査方法、調査期間、回収数につきましては、ここに記載のとおりとなっております。

1枚目をお開きいただきたいと思います。最初に、「児童アンケート・集計結果概要」でござ

いますが、こちらには書いてございませんけれども、「天沼小学校に慣れましたか」という問いに対しまして、87.3%の方が「慣れた」、また「少し慣れた」12%を含めると、99.3%の児童の方が、学校に慣れたという回答をしており、まずはほっとしてございます。こちらの内容でございしますが、最初に、「学校が統合することは心配でしたか」、これが本文のほうの3ページ、問2に当たりますけれども、こちらは、元々児童は「心配ではなかった」という方が約60%おりまして、「心配だった」という方が約40%おりました。その中の理由といたしますのは、やはり、友人関係、友達ができるかどうかといったものが一番多く、その心配の方のうちの66.6%、3分の2の方がそういったような理由でございました。あとは、学校が遠くなることといった理由を挙げてございます。

次に、「大きな学校になって人数が増えましたが、そのことについてどう思いますか」ということにつきましては、こちらの4ページの間3に当たるものですが、これにつきましても、「人数が増えてよかった」というのが56.5%、逆に「少ない方がよかった」というのが14%となつてございます。こちらにつきましては、「人数が増えてよかった」、若杉小学校のほうは62%と高い数字となつてございます。この「人数が増えてよかった」といいますのは、あとの項目になりますけれども、やはり、遊ぶ仲間ですとか、遊ぶ種類が増えたということにつながった結果、こういう結果になっているものと考えております。

次に、「遠足や運動会、学芸会などの行事は変わりましたか」という問い、これは本文のほうの7ページ、問6に当たるものですが、こちらにつきましては、60%の方が「人数が増えて行事が楽しくなった」、また、「行事に迫力が出了」という回答が45%ほどとなっております。一方で、「人数が増えて行事がやりにくくなった」という回答は、6.6%にとどまる結果となっております。

その他、自由意見ということにつきましては、9ページのほうに記載してございますが、やはり児童にとりましては、「人数が増えて新しい友達ができ、教室が明るくなった」という回答が一番多くなつてございます。また、「人数が増えて教室が少し狭くなった」という方が4件、「新校舎に移るのが楽しみ」という児童の声もいただいております。

続きまして、保護者のアンケート・集計結果の概要でございしますが、こちらの「統合してどうでしたか」ということにつきましては、10ページの間1に該当するものですが、やはり「よかった」という回答が46%と高く、「よくなかった」という回答は16.3%にとどまっております。こちらにつきましては、「よかった」理由の多くは、やはり友達が多くなったというのが、保護者でも同じような回答、「よくなかった」につきましては、通学時間が増えてしまった、これは杉五小の方が、今、旧若杉小のほうに通っている関係で、こういった回答が出ております。

ここにつきましては、校舎自体は旧若杉小学校の古い校舎を使っているながら、46%の方が「よかった」というような回答をいただいているということは、やはり校長先生をはじめとする教職員の努力の力と、保護者の協力の賜物であると考えてございます。また、どうしても移った関係で、良い面、悪い面があることから、3割程度の方は、「どちらともいえない」というような回答になってございます。

続きまして、「統合する前に心配なことはありましたか」という問いに対しましては、こちらは12ページ、問2に当たりますけれども、当初は55%ぐらいの方が「心配なことがあった」ということでしたが、こちらにつきましては、心配の大きな理由は、通学路の変更や安全性、これが49件、44%程度、そちらのほうが心配だったというような回答になっておりまして、これが1年後、「統合したことで心配なことがありますか」という問いに対し、これは13ページ、問3に当たるものですが、これは逆に20%ほど減りまして、心配なことは33%、逆に「心配なことはない」ということが52%になっております。また、こちらのほうの心配な点につきましては、これは問2と同様に、通学路の安全性をあげている方が一番高くなってございます。

自由意見につきましては、本体のほうの17ページにいろいろと掲載してございますが、主なものとしましては、児童が増えてトラブルもありましたが、担任の細やかな対応のおかげで感謝している。両校の先生を半数ずつ配置してくれたおかげで児童も安心だったというような声や、やはり親子共々、多少緊張した1年でしたけれども、子どもたちは日々様々なことを学び、成長していったというような回答もいただいております。

あと、「どちらともいえない」という回答にも繋がると思うんですけれども、手探りの状態なのだろうが、来年度は今年のように行事に追われてばたばたすることなく、より質の高い学校運営を望むというような回答もいただいております。

次のページをおめくりいただきますと、今度は教員アンケート・集計結果概要でございますが、こちら「天沼小学校全体として捉えた場合、統合してよかったですか」という、こちらは18ページの間1に該当するところでございますが、「よかった」という回答が72%、一方「よくなかった」という回答は1件もございませんでした。主な例としましては、やはり人数が増えて学習や生活、行事のバリエーションが増えたというようなお答えをいただいております。

次に、「学級数が増えたことにより、児童の人間関係にどのような変化が見られましたか」という問いに対しましては、やはり「良い影響が見られた」という回答が55.6%と過半数以上を超えておりまして、「悪い影響が見られた」というのは、教員の方からは1件もございませんでした。ちなみに、これは旧若杉小学校では、「良い影響が見られた」が75%、4人に3人というような回答になっております。

その次に、「学年規模の増大による学習活動、学校行事、特別活動の変化について」は、本体21ページの間4から間6をまとめたものでございますが、グループ活動などのバリエーションが増え、新たな教育活動が実施可能になった、合唱ですとかそういった行事の迫力が増した。ただ、一方で、教員数が増えたことによりまして、共通理解を得るまでにちょっと時間を要したというようなご意見をいただいております。

自由意見といたしましては、1学年2学級というのは、学校の規模としては丁度いい。単学級だと、担任が学年で1人なので、相談相手がいないけれども、やはり複数いることによって、学習ですとか生活指導上の課題も相談できるというような回答。また、一方では、行事、活動でもゼロから作り出さなくてはならないため、児童が取り組む際、去年の例示ができず、準備や説明に時間がかかってしまったというような声もいただいております、今後の工夫すべき点と考えてございます。

これも先ほども申しましたとおり、ハード面、建物自体が変わっていない中で、人数が増えてよかったという回答をかなり多くいただいております。区が考えております適正規模、12学級から18学級、人数にいたしまして367人から550人を適正規模としておりますが、こちらもその中にちょうど収まっているところで、こういった意見をいただいていることにより、妥当なものと考えてございます。

1枚目の資料にお戻りいただきたいんですけども、今後のスケジュールといたしまして、この後、5月に区議会文教委員会に報告した後、6月1日に教育委員会ホームページにこのアンケート結果を掲載させていただきまして、また、6月下旬にはすぎなみ教育報にも掲載して周知を図っていく予定でございます。

私のほうからは、以上でございます。

**委員長** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、ご意見、ご質問ございましょうか。

**安本委員** 通学路の安全性が心配ということが、やっぱり出ていて、私も統合の前に、それはとても心配だなと、あそこは二項道路もありますし、と思っていたんですけども、やっぱりアンケートでもそういうふうに、統合する前、統合した後でも、両方同じものが出て、どういうふうな対処をおとりにならっしゃいますか。

それも含めて、他のご意見にもどういうふうに対処なさっているのかもお聞かせいただけると嬉しいんですが。

**学校適正配置担当課長** 通学路の件に関しましては、なるべく立って指導いただく方を増やすということと、また、今後の対応につきましては、今回こういったアンケートをいただきましたの

で、こちらのアンケート結果を踏まえまして、直していくべきところは直していきたいというふうに考えております。

**安本委員** 立っていただく方というのは、例えば具体的には、それは保護者ということでしょうか。

**庶務課長** まず一つには、私ども庶務課のほうで、通学安全指導員という形で、これは統合の準備・検討の段階から、いろいろと危険箇所等をPTAも含めて確認した上で、そういうところに適切に配置しております。それに加えて、PTAサイドのほうでも自主的な見守り活動ということで、適宜ご協力いただいているということでございます。

**大橋委員** すばらしいアンケートの結果だと思います。この適正配置に関しては、ずっと騒がれた部分もあると思うんですが、このアンケートとかでもそうですけれども、これからも事前にこういうものとかも一つの事例として、この天沼小のものが出ていますから、うまく使ってという言い方は悪いですけれども、活用させてもらって、人口推移によって、次の学校ということが出たときに、適切な対処をしていただけたらなと思います。

若杉小に関して、人数が少ないことによる弊害のほうが多いというのは聞いていましたので、そういう意味で、子どもたちの学習環境がこれで守られたというのは、すごく良かったと思います。是非、こういうアンケートの結果などもうまく活用していただいて、次回に生かしていただけたらと思います。

以上です。

**委員長** 適正配置を進める上では、非常にいい結果です。それでやはり、小さいほうの若杉小の人が、良かったという意見が非常に強いわけですね。通学路に関しては、杉五小のほうは旧若杉小へ行くわけですから、それはやっぱり心配は多いということでしょう。今度、新校舎ができれば、旧若杉小の人たちのほうが、今度は通学路について多少心配があるかもしれませんね。だけど全体としては、校舎も新しくなりますし、非常にいいということです。ありがとうございました。

それでは次に、「指定管理施設内運動場の時間延長について」、「高井戸地域区民センター等の改修工事に伴う温水プールの休業等について」の2件の報告を一括して、社会教育スポーツ課長から説明をお願いいたします。

**社会教育スポーツ課長** 私のほうからは、「指定管理施設内運動場の時間延長について」並びに「高井戸地域区民センター等の改修工事に伴う温水プールの休業等について」の2件について、ご報告させていただきます。

まず、「指定管理施設内運動場の時間延長について」でございますが、上井草スポーツセンタ



一の指定管理者である「株式会社東京アスレティッククラブ・東京フットボールクラブ株式会社・三菱電機ビルテクノサービス株式会社共同事業体」から、締結した基本協定書第10条第5号に基づき、夜間照明設備を使用した自主事業実施のための開場時間の延長申し入れがございました。区のスポーツ振興の向上とともに施設の有効活用が図れるため、夜間照明設備を使用した利用時間の延長申請を認めることといたしましたので、以下のとおり報告いたします。

実施施設は、上井草運動場でございます。

実施期間・延長時間帯・使用頻度でございますが、平成21年9月1日から平成22年3月31日までとしております。時間でございますが、午後5時から午後9時までの時間帯で週4回使用となります。

確認事項でございますけれども、1点目として、利用者の安全には万全を期すこと。2点目として、夜間照明設備使用による電気代等のランニングコストは、当該事業体が負担すること。3点目、常に係員による保守点検・維持管理に努め、照明が1灯でも切れた場合には、全灯の交換を当該事業体の負担で実施することとする。4点目、上記自主事業実施に当たっては、近隣住民の理解を得るため、地元説明会・チラシ配布・ポスター掲示などを積極的に実施することを確認しております。

2点目でございます。「高井戸地域区民センター等の改修工事に伴う温水プールの休業等について」でございます。杉並清掃工場の建替えに伴う高井戸地域区民センター等の改修を行います。改修期間に合わせまして、下記のとおり、温水プールでも改修及び休業をいたします。

改修工事の全体スケジュールでございますが、今年の5月、事業運営団体及び地域住民と区による改修連絡会を設置をいたします。6月に耐震診断を実施し、8月に改修基本計画案をまとめ、住民説明会を開催していくということでございます。以下、記載のとおりでございます。平成23年4月から3月まで、施設改修工事を行います。プレハブ施設での代替運営を行っていくということでございます。平成24年4月、高井戸地域区民センター業務再開となります。

温水プール休業期間でございますけれども、平成23年4月から平成24年3月までの1年間となります。

温水プール関係改修工事の内容でございますけれども、清掃工場の熱源供給が停止することに伴いまして、代替熱源、ボイラーになりますが、この設置を行っていくというものでございます。

私のほうからは、以上でございます。

**委員長** ただいまの2件のご説明について、ご質問、ご意見がありませんでしょうか。

**宮坂委員** 参考までにちょっとお伺いしたいのですが、こういう運動場の時間延長あるいは改修工事なんかもですが、近隣に対する説明を十分されていると思いますけれども、今までの

例で困ったということ、強引にいろいろなことを言うのが、中には多少いるのではないかと思うんです。それに対して苦勞されたということもあったんじゃないかと思いますが、その際にどのような処置、ある程度、法的に問題なければ強行してしまうのか。

**社会教育スポーツ課長** 今までの例で言いますと、かつてのゲートボール場を変えたときには、お見えになったのは1名か2名しかいなかったですね。この周辺ですと、私ども全部点けて確認させていただきましたけれども、光の漏れるところはほとんどないです。ただ、この施設自体の夜間照明そのものの使い方について、疑義をおっしゃる方もいないとも限りませんので、その辺は丁寧に説明していきたいと思っております。

**宮坂委員** 周囲は関係ないですけれども、一般論で聞きますと、運動会でも周りがうるさいとか、ほこりが立つようだとかという苦情を言う人も、中にはおられるらしいんです。対応大変だと思いますが、よろしくお願いします。

**社会教育スポーツ課長** 強いて申し上げますと、他の施設でも9時までやっておりますので、体育館のほうですね。ですから、その辺はそんなに問題にならないと思っております。

**委員長** 主として何に使うんですか、この延長時間は。

**社会教育スポーツ課長** 基本的には、サッカー系が中心になろうかと思えます。

**委員長** その次に、高井戸の温水プールの閉鎖について、何かございますか。

**大橋委員** これはプールだけですか。地域区民センターの業務再開というふうに書いてあるんですが、プール以外のところは使えるんですか。

**社会教育スポーツ課長** これは、私どものところはプールだけなんですけど、他のところは全施設についてやっていきますが、ちょっとジャンルが違うものですから、プールだけを取り出させていただきました。

**委員長** だけど、多分、集会所なんかもそうですよね。

**社会教育スポーツ課長** もちろん、そうです。

**委員長** それじゃ、よろしゅうございますか、これについては。

それでは、これも聴取を終わりました。

これで全部ですね。

それでは、これで予定されました日程は、すべて終了いたしました。

庶務課長、何かございますか。

**庶務課長** 次回の予定でございますが、定例会の日程を変更しまして、5月26日、火曜日、午後2時から予定したいと思います。よろしくお願い申し上げます。

**委員長** 1日繰り上げるということですね。よろしくお願ひいたします。

では、これで本日の会議を閉じます。

どうもありがとうございました。

**委員長** 特にご意見、ご質問等ございませんようですので、本日の報告事項の聴取は、これで終わりにいたします。